

兵庫県公報

令和2年6月30日 火曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則

ページ

- 老人福祉規則の一部を改正する規則（高齢政策課）…………… 1

公布された法令のあらまし

●老人福祉規則の一部を改正する規則（規則第35号）

国の老人福祉法施行規則の一部改正により、老人居宅生活支援事業の開始等に当たり知事に届け出なければならない事項が見直されることに伴い、当該届出等に係る様式について、所要の整備を行うこととした。

規 則

老人福祉規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月30日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第35号

老人福祉規則の一部を改正する規則

老人福祉規則（昭和39年兵庫県規則第88号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出しを「(老人デイサービスセンター等事業変更届)」に改め、同条中「老人デイサービスセンター等施設変更届」を「老人デイサービスセンター等事業変更届」に改める。

様式第1号中「3 条例、定款その他の基本約款」を削り、「4」を「3」に、「5」を「4」に改め、「及び経歴」を削り、「6」を「5」に、「7」を「6」に、「8」を「7」に、

「

9 事業開始の予定年月日

」

を

「

8 事業開始の予定年月日

注 老人居宅生活支援事業開始届には、次に掲げる書類を添付してください。

(1) 市町にあっては、条例

(2) 市町以外の者にあっては、届出者の登記事項証明書

」

に改める。

様式第3号中「ので、」の右に「同法第14条の2の規定により」を加え、

「

変更事項

変更前（届出事項）

変更後

」

を

「

施設、サービスの拠点又は住居 の名称、種類及び所在地	
-------------------------------	--

変更内容	変更事項	
	変更前	
	変更後	
変更年月日	年 月 日	
変更の理由		
備考		

に改める。

様式第5号中「(3) 配置図、各階平面図及び立面図」を削り、「(4)」を「(3)」に改め、「その他主な職員」及び「及び経歴」を削り、

「

8 事業開始の予定年月日

」

を

「

8 事業開始の予定年月日

注 老人デイサービスセンター等施設設置届には、次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 建物の配置図、各階平面図及び立面図
- (2) 市町以外の者にあつては、届出者の登記事項証明書

」

に改める。

様式第6号中

「

市町長

印

」

を

「

設置者

代表者 氏名

印

」

に改め、

「

2 設置主体又は経営主体の名称

3 施設の地理的状況

」

を削り、「4」を「2」に改め、「(3) 配置図、各階平面図及び立面図」を削り、「(4)」を「(3)」に、

「

5 設置者の資産状況

6 施設の運営の方針

7 入所定員

8 職員の定数及び職務の内容

9 施設の長その他主な職員の氏名及び経歴

10 事業開始の予定年月日

」

を

「

3 養護老人ホームを設置しようとする者にあつては、次に掲げる事項

- (1) 施設の運営の方針
 - (2) 入所定員
 - (3) 職員の定数及び職務の内容
- 4 特別養護老人ホームを設置しようとする者にあつては、次に掲げる事項
- (1) 入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
 - (2) 職員の勤務の体制及び勤務形態
 - (3) 協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容
 - (4) 協力歯科医療機関の名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容
- 5 施設の長その他主な職員の氏名及び経歴
- 6 事業開始の予定年月日
- 注 老人ホーム設置届には、次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 建物の配置図、各階平面図及び立面図
- (2) 特別養護老人ホームを設置しようとする者にあつては、施設の運営についての重要事項に関する規程
- (3) 地方独立行政法人にあつては、届出者の登記事項証明書

に改める。

様式第7号中「により認可願いたく」を「による認可を」に改め、

- 「
- 2 設置主体又は経営主体の名称
 - 3 施設の地理的状況
- 」

を削り、「4」を「2」に改め、「(3) 配置図、各階平面図及び立面図」を削り、「(4)」を「(3)」に、

- 「
- 5 設置者の資産状況
 - 6 施設の運営の方針
 - 7 入所定員
 - 8 職員の定数及び職務の内容
 - 9 施設の長その他主な職員の氏名及び経歴
 - 10 事業開始の予定年月日
- 」

を

- 「
- 3 養護老人ホームを設置しようとする者にあつては、次に掲げる事項
- (1) 施設の運営の方針
 - (2) 入所定員
 - (3) 職員の定数及び職務の内容
- 4 特別養護老人ホームを設置しようとする者にあつては、次に掲げる事項
- (1) 入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
 - (2) 職員の勤務の体制及び勤務形態
 - (3) 協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容
 - (4) 協力歯科医療機関の名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容
- 5 施設の長その他主な職員の氏名及び経歴
- 6 事業開始の予定年月日

注 老人ホーム設置認可申請書には、次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 建物の配置図、各階平面図及び立面図
 - (2) 特別養護老人ホームを設置しようとする者にあつては、施設の運営についての重要事項に関する規程
 - (3) 申請者の登記事項証明書
- 」

市町長

印

」

を

「

設置者

代表者 氏名

印

」

に、「を廃止（休止・入所定員減少・入所定員増加）したいので、」を「の廃止（休止・入所定員の減少・入所定員の増加）をしたいので、同法第16条第2項の規定により」に改める。

様式第17号中「を廃止（休止・入所定員減少・入所定員増加）したいので」を「の廃止（休止・入所定員の減少・入所定員の増加）をしたいので、同法第16条第3項の規定による認可を」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の老人福祉規則様式第1号、様式第3号、様式第5号から様式第7号まで、様式第9号、様式第10号、様式第13号、様式第16号及び様式第17号の規定による届出書又は申請書については、この規則の施行の際現に残存するこの規則による改正前の老人福祉規則様式第1号、様式第3号、様式第5号から様式第7号まで、様式第9号、様式第10号、様式第13号、様式第16号及び様式第17号の規定（以下この項において「旧様式」という。）による用紙に限り、旧様式によることができる。